

仙台「四方よし」宣言企業 募集要項

1. 目的

【売り手よし】【買い手よし】【世間よし】の三方よしに【働き手よし】を加えた「四方よし」な取り組みを仙台市内に普及させるため、市内中小企業の「独創的な社会的課題解決に向けた取り組み」と「魅力的な職場環境づくりに向けた取り組み」を広く紹介していくことを目的とします。

2. 対象となる取組み ※（１）（２）両方の登録が必要です

（１）独創的な社会的課題解決に向けた取組み

- ・ 事業を通じて地域や社会の課題解決につなげる取り組みで、独創性の高いもの。
- ・ 本業に関連した分野での、本業の強みやノウハウを活かしたビジネス以外の企業活動であり、独創性の高いもの。

※事業の実施目的が専ら営利のみを目的とした事業や、どの業種でも取り組める、基本的・一般的な社会貢献活動は対象外。

（２）魅力的な職場環境づくりに向けた取組み

- ・ 職場環境・風土の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、自己啓発による人材育成、従業員の健康維持等、働き方の観点から優れた職場環境づくりの取組み。

3. 対象企業

仙台市内に本社を有する中小企業※₁（みなし大企業※₂に該当する中小企業及び個人事業主を除く）ただし、以下のいずれかに該当する場合には対象となりません。

- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- 法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていない者、または仙台市税を滞納している者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当し、又は類似する者

4. 登録メリット

- ・ 「仙台『四方よし』宣言企業」ロゴマークの使用
- ・ 仙台市がホームページやFacebook等での取り組みの発信
- ・ 「仙台『四方よし』企業大賞」表彰（2年に1度開催予定）への参加資格の獲得

■表彰

大賞	優秀賞
<賞金> 50万円 <副賞> ・ 企業PRコンテンツ（動画等）の作成支援 ・ イベント等でのPR機会の提供 ・ ロゴ使用权 等	<賞金> 30万円 <副賞> ・ イベント等でのPR機会の提供 ・ ロゴ使用权 等

5. 登録手続き

(1) 提出書類

下記①～③をメール (kei_joho@city.sendai.jp 宛て) にて提出してください。

- ① 仙台「四方よし」宣言企業 申請書 (様式第1号)
- ② 企業ロゴマーク (データ形式は JPEG、PNG 等)
- ③ 取組みがわかる写真 (3～4 枚程度)

※仙台「四方よし」企業大賞の募集期間で、「仙台「四方よし」企業大賞申請書」を提出した場合は、上記①の提出は不要です。

※上記①の様式は、仙台市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kezai-chose/kurashi/machi/kezaikoyo/koyo/hyousyou/002.html>

※上記①～③は、仙台市において編集の上、仙台市ホームページ等で公表します。

※その他必要と認められる書類について、提出を依頼することがあります。

※虚偽の内容を提出した場合は登録を取り消します。

(※1) 中小企業基本法における中小企業の定義

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
④小売業	5,000 万円以下	50 人以下

(※2) みなし大企業

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている
- (4) 発行済株式の総数又は出資金額の総額を (1) から (3) のいずれかに該当する者が所有している
- (5) (1) から (3) のいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

【問い合わせ先】

仙台市経済局 産業政策部 経済企画課

電 話 022-214-8275 (直通)

E-mail kei_joho@city.sendai.jp